

## 受験資格について

受験資格は、以下の2条件を満たしている者としてします。

- A 「一級土木施工管理技士」又は「技術士(建設部門に限る)」の資格を有していること。
- B 「空港土木工事」において3ヶ月以上の「実務経験」を有していること。

- ① 受験資格の「空港土木工事」は、③に示す飛行場における基本施設等及び付帯施設にかかわる土木工事並びに空港用地造成工事とします。
- ② 受験資格の「実務経験」は、空港土木工事の施工に直接従事した経験(下請けとしての経験も含む)とします。ただし、施工のための設計業務や施工計画作成業務のみに携わった経験は含みません。なお、発注者の立場で監督業務に従事した経験は含みません。
- ③ 受験資格の「空港土木工事」は、次に示す飛行場(未供用も含む)における工事とします。ただし、ヘリポートは含みません。
  - a. 空港法の空港(別表1)
  - b. 共用空港(別表2)
  - c. 自衛隊及び米軍用飛行場
  - d. 海外の飛行場

なお、非公共用飛行場、農道場外着陸場は対象に含みません。

注) ここでは、「飛行場」を航空機の離着陸する場所一般の意味で、「空港」を飛行場のうち空港法で定義された公共用飛行場又は共用空港の意味で使用しています。

④ 基本施設等、付帯施設及び空港用地とは、次の施設をいいます。

a. 基本施設等

基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロン)、滑走帯、滑走路端安全区域、誘導路帯、G S E通行帯、飛行場標識施設

b. 付帯施設

道路・駐車場、排水施設、共同溝、消防水利施設、場周柵、ブラストフェンス など

c. 空港用地

空港用地とは、次の施設の用地をいいます。

基本施設等用地、航空保安施設用地、その他の空港施設用地(道路・駐車場、排水施設、場周柵などの用地)

なお、空港用地の構造には、切土地盤、盛土地盤、埋立地盤(護岸を含む)、構造物による地盤などがあります。

別表1 空港法の空港（ヘリポートは除く）

A. 拠点空港

空港法第4条第1項各号に掲げる空港（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港並びに国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港）をいう。

1) 会社管理空港

成田国際空港 中部国際空港 関西国際空港

2) 国管理空港

東京国際空港 新千歳空港 稚内空港 釧路空港 函館空港 仙台空港 新潟空港  
大阪国際空港 広島空港 高松空港 松山空港 高知空港 福岡空港 北九州空港  
長崎空港 熊本空港 大分空港 宮崎空港 鹿児島空港 那覇空港

3) 特定地方管理空港

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第3条第1項に規定する空港をいう。

旭川空港 帯広空港 秋田空港 山形空港 山口宇部空港

B. 地方管理空港

空港法第5条第1項に規定する国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港をいう。

利尻空港 礼文空港 奥尻空港 中標津空港 紋別空港 女満別空港 青森空港  
花巻空港 大館能代空港 庄内空港 福島空港 大島空港 新島空港 神津島空港  
三宅島空港 八丈島空港 佐渡空港 富山空港 能登空港 福井空港 松本空港  
静岡空港 神戸空港 南紀白浜空港 鳥取空港 隠岐空港 出雲空港 石見空港  
岡山空港 佐賀空港 対馬空港 小値賀空港 福江空港 上五島空港 壱岐空港  
種子島空港 屋久島空港 奄美空港 喜界空港 徳之島空港 沖永良部空港  
与論空港 栗国空港 久米島空港 慶良間空港 南大東空港 北大東空港  
伊江島空港 宮古空港 下地島空港 多良間空港 石垣空港（新石垣空港）  
波照間空港 与那国空港

C. その他の空港

空港法第2条に規定する空港のうち、拠点空港、地方管理空港及び公共用ヘリポートを除く空港をいう。

調布飛行場 名古屋飛行場 但馬飛行場 岡南飛行場 広島西飛行場 天草飛行場  
大分県央飛行場 枕崎飛行場 八尾空港

別表 2 共用空港

**共用空港**

空港法附則第 2 条第 1 項に規定する空港をいう。

札幌飛行場 千歳飛行場 三沢飛行場 百里飛行場 小松飛行場 美保飛行場  
(岩国飛行場) 徳島飛行場